

特別養護老人ホーム「おいたまの郷」基本サービス費・その他料金表

- ・通常規模型通所介護
- ・所要時間 6時間以上7時間未満
- ・提供時間 9:45~16:00

1.介護保険一部負担額

区 分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本サービス費 利用者自己負担額	581円	686円	792円	897円	1003円
入浴介助加算（Ⅰ）	40円/回				
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22円/回				
送迎減算（片道）	-47円/回				
ADL維持等加算（Ⅰ）	30円/月				
科学的介護推進体制加算	40円/月				
中重度者ケア体制加算	45円/日				
個別機能訓練加算Ⅰ①	56円/日				
若年性認知症利用者受け入れ加算	60円/日（対象者のみ）				
介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護保険適用料金の5.9%				
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	介護保険適用料金の1.2%				
食費(おやつ代も含む)	540円				

※介護保険負担割合証の負担割合が2割と記載されている方は、介護保険一部負担額が2倍になります。

※収入によって負担割合が異なります。

2.介護予防・日常生活支援総合事業(通所型サービス)

区 分	要支援1	要支援2
基本サービス費(月額)	1,672円	3,428円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	88円	176円
科学的介護推進体制加算	40円/月	
介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護保険適用料金の5.9%	
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	介護保険適用料金の1.2%	
食費(おやつ代も含む)	540円	

※上記の加算については、事業所が取得要件を満たし、体制が整え次第算定させていただきます。

※介護保険負担割合証の負担割合が2割と記載されている方は、介護保険一部負担額が2倍に、3割と記載されている方は3倍になります。

※収入によって負担割合が異なります。

※月途中から利用を開始したり、月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則日割り計算は行いません。

- ・月途中に要介護から要支援に変更となった場合
- ・月途中に要支援から要介護に変更となった場合
- ・同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

※月途中で要支援度が変わった場合には、日割り計算により、それぞれの単位に基づいて利用料を計算します。

※新型コロナウイルス感染症に対応するため特例的な評価として、令和3年9月末まで基本報酬に0.1%上乘せする。

3.その他の利用料

費 目	内 容
その 他 の 理容費	利用日に合わせて予約。カット1,500円
レクリエーション活動材料費	事前に説明します。

料
金

おむつ代

原則、持参。

施設のものを使用した場合(リハビリパンツ100円・おむつ100円・パット20円)